

石川県公報

令和6年7月12日（金曜日）

号 外

（第 46 号）

目 次

規 則		告 示	
○石川県組織規則の一部を改正する規則（行政経営課）	1	○石川県財務規則の規定による廨の名称及び位置の一部改正（行政経営課）	1
		○西日本誘客室の設置の一部改正（観光戦略課）	1

規 則

石川県組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年七月十二日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第二十八号

石川県組織規則の一部を改正する規則

石川県組織規則（昭和二十九年石川県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三号の表中「大阪市北区西天満四丁目リゾートトラスト御堂筋ビル内」を「大阪市北区梅田一丁目大阪駅前第三ビル内」に改める。

附 則

この規則は、令和六年七月十六日から施行する。

告 示

石川県告示第280号

石川県財務規則の規定による廨の名称及び位置（昭和39年石川県告示第191号）の一部を次のように改正し、令和6年7月16日から施行する。

令和6年7月12日

石川県知事 馳 浩

表中「大阪府大阪市北区西天満4丁目（リゾートトラスト御堂筋ビル内）」を「大阪府大阪市北区梅田1丁目（大阪駅前第3ビル内）」に改める。

石川県告示第281号

西日本誘客室の設置（平成28年石川県告示第205号）の一部を次のように改正し、令和6年7月16日から施行する。

令和6年7月12日

石川県知事 馳 浩

表中「大阪府大阪市北区西天満四丁目（リゾートトラスト御堂筋ビル内）」を「大阪府大阪市北区梅田一丁目（大阪駅前第3ビル内）」に改める。

